

(様)

年 月 日

第三者行為による傷害事故に遭われた方へ

東京ガス健康保険組合

このたびは事故に遭遇され、一方ならぬご苦勞をこうむられていることと、ご拝察申し上げます。心よりお見舞い申し上げますと共に、一刻も早く回復されることをお祈り申し上げます。

さて、加害者・被害者の存在によって発生する傷害事故(第三者行為による傷害事故)については、後始末が大変で、慣れないこともあり、何をどうするかといろいろ苦慮することが多いかと思えます。しかし、やるべきことを最初にやっておかないと、後でかえって手数がかかったり、思わぬ不利をこうむることにもなります。健康保険を利用するにあたっては、所定の手続き行っていただく必要がありますので、下記のとおり、正しく処理くださるようお願いいたします。

1. 概要

交通事故など第三者が関係する事故については、本来加害者がその事故にかかわる治療費等の費用を負担するのが原則です。しかし、現実には責任の度合いの判定や当事者の負担能力などで解決が難しく、緊急には間に合わないことが多いようです。こうしたことから、健康保険組合の了解を得て健康保険を使っていただくことが可能となっております。

しかし、あくまでもこうした事故は加害者が費用負担すべきものですので、健康保険は取りあえず被害者に代わって医療費を立て替えているだけとなります。従って後で本来の負担者から立て替えてある医療費を収入しなければなりません。

関係者はこの原則を頭において次のような処理をしてください。

2. 当事者の処理

- ① どんな些細な事故でも、警察にとどけること、相手の確認が必要です。
- ② 医者にかかるときにはまず健康保険組合(Tel:03-5400-7698)に連絡してください。
- ③ 所定の書類を健康保険組合に提出してください。
- ④ 加害者側と折衝する時は必ず健康保険組合に連絡してください。
- ⑤ 加害者側と折衝したり書類を提出する時はいわれたとおりするのではなく、内容をよく考えて処理してください。
- ⑥ 後遺障害診断書については、当組合と相談した上で、本当に症状の固定がはっきりし、新たな後遺症の心配がなくなるまで渡さないようにしてください。

3. 提出書類

- (1)第三者行為による傷害事故届 <所定様式>
- (2)第三者傷害事故状況経過表<所定様式>
- (3)被保険者の念書兼同意書<所定様式>
- (4)第三者の念書<所定様式>
- (5)人身事故証明書入手不能理由書<所定様式>
(人身事故扱いの交通事故証明書が入手できない場合のみ提出してください。)
- (6)交通事故証明書(交通事故の場合)
- (7)診断書(コピーで可)

*上記書類を作成ののち、健康保険組合に提出をお願いします。

ご不明な点がございましたら、健康保険組合 宮下(Tel:03-5400-7698)までご連絡下さい。